

さっぽろ受動喫煙防止宣言素案について

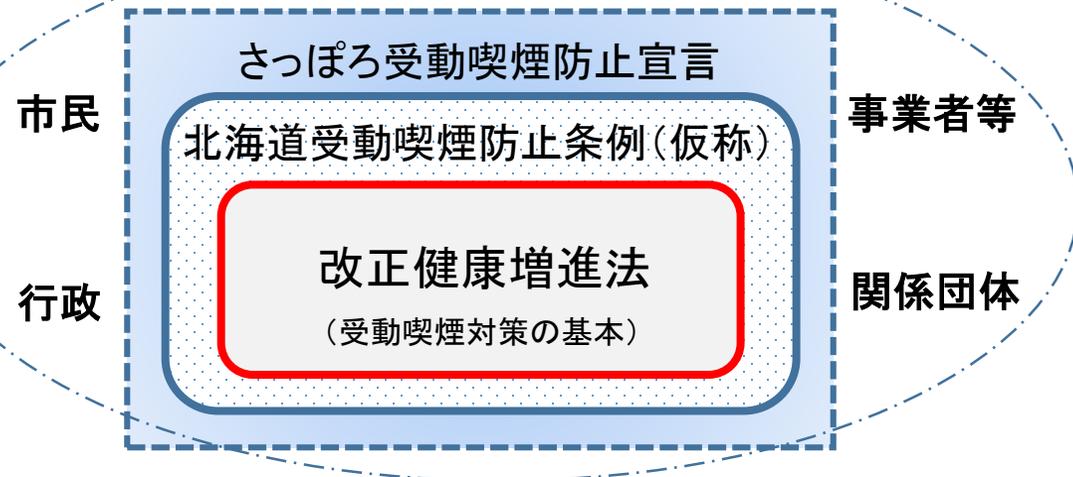
1. 札幌市の受動喫煙対策の体系
2. さっぽろ受動喫煙防止宣言(全体イメージ)
3. さっぽろ受動喫煙防止宣言(前文素案)
4. さっぽろ受動喫煙防止宣言(方針素案)

札幌市の受動喫煙対策の体系

札幌市の受動喫煙対策は、改正健康増進法と北海道受動喫煙防止条例(仮称)の法規を順守することを基本とし、さっぽろ受動喫煙防止宣言が示す受動喫煙対策の方針に基づき、行政、市民、事業者等、関係団体がそれぞれの立場での取組を行うことと、互いが連携協力し一体となった取組を行うことにより、受動喫煙対策の運動を広めていくものである。

※職場での受動喫煙対策については、厚労省労働基準局作成の「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」で努力義務が定められています。

宣言に基づく取組の推進により、
受動喫煙対策の運動を広めていく



改正健康増進法 2020年4月全面施行

【法の概要】

- ◎第一種施設(学校・病院・児童福祉施設・行政機関等)は敷地内禁煙
- ◎第二種施設(多数の人が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設)は原則屋内禁煙(一部経過措置あり)
- ◎喫煙できる場所を設ける施設には、その旨を表示する標識掲示の義務化
- ◎喫煙できる場所に20歳未満の者は立入禁止
- ◎ホテルなどの客室や居室は屋内禁煙の適用除外
- ◎屋外や家庭等は規制対象外だが、受動喫煙を生じさせない配慮義務あり
- ◎義務に違反した場合には、罰則が科せられることがある

北海道受動喫煙防止条例(仮称)(骨子素案) 施行時期未定

【主な規定(努力義務)】

- ◎保護者は監護する20歳未満の者の受動喫煙に配慮する責務
- ◎学校等は、特定屋外喫煙場所を設置しないよう配慮
- ◎喫煙禁止場所以外(公園等、建物の屋外出入口等)における受動喫煙防止の取組及び喫煙する際の周囲への配慮
- ◎事業者は受動喫煙防止に向けて、職場環境の整備や求人の際の説明等に配慮

さっぽろ受動喫煙防止宣言 2020年4月宣言予定

札幌市が市民・事業者等・関係団体と協力し、市全体として受動喫煙対策への関心を高め、実際の行動へつなげる運動を推進するための指針として表明する宣言

さっぽろ受動喫煙防止宣言（全体イメージ）

さっぽろ受動喫煙防止宣言

受動喫煙から全ての人の健康を守るため
とりわけ子どもたちの健康と未来を守るため
札幌市と札幌市民・事業者等・関係団体は
受動喫煙のないまちを目指し
以下の方針に基づき 連携協力し行動することを宣言します。

前文

- 1 私たちは受動喫煙の健康への影響について認識を共有します
- 2 私たちは胎児を含む20歳未満の子どもたちを受動喫煙から守ります
- 3 私たちは労働者を働く場所での受動喫煙から守ります
- 4 私たちはさっぽろを訪れる人を受動喫煙から守り、きれいな空気でもてなします
- 5 私たちは禁煙したい人を支援します

方針

2020年4月 札幌市

（資料1-1参照）

宣言に基づく取組

【方針1】私たちは受動喫煙の健康への影響について認識を共有します

【市民】【事業者等】

受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう努めるとともに、他の人に受動喫煙が生じないように配慮します。

20歳未満の人や妊婦、患者など受動喫煙の健康影響が大きい人には特に配慮が必要であることを認識します。

【行政】【関係団体】

イベントなどあらゆる機会を通じて、市民へ受動喫煙の健康への影響について正しい知識を広く周知啓発します。

子どもたちに受動喫煙の健康への影響や喫煙のリスクを教え、自らの健康を将来にわたって守るための知識について学ぶ環境をつくります。

行政は、関係団体と連携し、受動喫煙について簡潔でわかりやすい内容の啓発資材を作成し、周知啓発を行います。

・
・
・
・

（資料1-2参照）

さっぽろ受動喫煙防止宣言(前文素案)

前文:宣言が目指すところを表現

受動喫煙から全ての人の健康を守るため

札幌にいる誰も(来札者含む)が、受動喫煙にさらされないことを目指す。
喫煙者も非喫煙者も受動喫煙の健康への影響を認識し、自らの健康を顧みるようになることを目指す。

とりわけ子どもたちの健康と未来を守るため

受動喫煙の健康への影響を受けやすい子どもたちを守る必要性についての意識の普及を目指す。
子どもたちに喫煙(受動喫煙含む)による健康リスクを教え、将来自ら喫煙をしない選択をできる環境づくりにより、次世代に健康をつなぐことを目指す。

札幌市と札幌市民・事業者等・関係団体は

行政、市民、事業者等、関係団体が連携し、一体となって受動喫煙対策を推進することを旨す。

受動喫煙のないまちを目指し

札幌市民も国内外からの来札者も、より健康的で快適に過ごせるまちを目指す。

以下の方針に基づき

連携協力し行動することを宣言します

各々が行う受動喫煙対策の取組が相互に結び付き、札幌市全体が受動喫煙対策に一丸となって進むことを表明する。

さっぽろ受動喫煙防止宣言(方針素案)

方針:札幌市の目指す受動喫煙対策の柱となるもの

()内は各方針素案設定にあたっての考え方

1 受動喫煙の健康への影響を認識し共有する

(喫煙者も非喫煙者も、受動喫煙の健康への影響を認識し共有する。行政や関係団体は、知識の普及啓発を行う。子どもたちがたばこによる健康への影響を学ぶ環境をつくる。)

2 胎児を含む20歳未満の子どもたちを受動喫煙から守る

(受動喫煙による健康への影響が大きく、自らの環境を選択することができない子どもたちを守る。20歳未満の人や、妊婦を喫煙できる場所に立ち入らせない。20歳未満の人や妊婦の近くでは喫煙しない。)

3 労働者を働く場所での受動喫煙から守る

(働く場所で受動喫煙が生じても労働者は自由にその場を離れることが難しいため、事業者等が施設内での受動喫煙防止のルールを明確にすることが必要。労働者は、お互いを尊重し、協力して受動喫煙を防止する。)

4 札幌市を訪れる人を受動喫煙から守り、きれいな空気でもてなす

(市民や来札者などの利用者が施設の喫煙環境の情報を知り、受動喫煙が生じない施設を選択できるように適切な表示などを行う。)

5 禁煙したい人を支援する

(禁煙したい人に、行政や関係機関は禁煙に必要な支援を行う。市民や事業者等も、身近な人が禁煙の意思を示す場合には、禁煙を継続できるよう励まし、協力する。)